## 国際交流イベント等(地方創生推進交付金事業)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誘客連携を通じて泉南市の活性化に寄与することを目的に、民間団体の主催により市内で開催されるイベント等のうち、国際的な文化交流、相互理解の促進と友好を主たるテーマとして実施されるものに対し、国際交流イベント等(地方創生推進交付金事業)補助金(以下「補助金」という。)を交付する。その交付については、この要綱の定めるもののほか、泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程(昭和48年12月17日規程第2号)(以下、「規程」という。)の定めるところによる。

(対象)

- 第2条 補助金の交付対象となる者は、第1条のイベント等を主催する民間団体とする。 (事業)
- 第3条 補助金の交付対象となる事業は、第1条の目的を達成するために民間団体が実施 する地方創生推進交付金事業とする。
- 2 補助金の交付対象となる経費は、前項に規定する事業の実施に要する経費とする。
- 3 対象事業は、日本国内に大使館または領事館を設置し、かつ当該イベントの開催にあ たり、いずれかの機関からの後援等の支援を受けているものとする。

(補助金上限)

第4条 補助金は、対象事業1件あたり 100 万円以内とし、市の予算の範囲内において交付する。

(申請書)

- 第5条 補助金交付対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、規程第3条に定める補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付額を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の補助金交付決定通知書を受けた者(以下、補助事業者という。)ときは、補助金交付請求書(様式第3号)に指令書写を添付し、市長に提出することにより補助金の請求を行うこととする。

(事業の変更等)

- 第7条 補助事業者は、事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、事業内容変更承認申 請書(様式第4号)にその変更内容を記載し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認

めるときは、補助金内容変更(中止)承認書(様式第5号)により補助事業者に通知する ものとする。

(検査等)

- 第8条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業 者に対して報告を求め、関係書類の検査を行うものとする。
- 2 前項の検査にあたり、補助事業者は、検査に誠実に協力しなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けたときは、事業終了後50日以内に事業実績報告書(様式第6号)及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 第10条 市長は、第7条および第8条により補助金の全額もしくは一部の返還が必要と認められる場合は、補助事業者に対し、補助金の返還請求を行うことができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により返還請求を受けた場合は速やかに返還しなければならない。

(書類の保存)

第 11 条 補助事業者は、補助金を充当した事業に係る収入及び支出についての書類等を整備し、5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、この効力を失う。